

大津湖南都市計画地区計画の決定（大津市決定）

都市計画月輪三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	月輪三丁目地区地区計画
位 置	大津市月輪三丁目の一部
面 積	約 3.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当該地区は、北側境界が大津市と草津市の行政界であり、工場や倉庫が存在し、東側境界は京滋バイパスである。南部側と西部側には田畑や住宅地が混在しており、その用途地域は全域にわたり工業地域である。</p> <p>当該地区に地区計画を導入することは、住宅と工場の混在を避け住環境の悪化を防止するとともに、既存工場への影響を最小限にとどめ、周辺地域と調和した良好な住宅地を形成し、保全することを目的とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>戸建て住宅を中心とした地区環境の保全並びに利便性の向上を図るため、公共施設を適所に配置する。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>当該地区は道路整備が遅れているため、本開発事業による道路の整備については、今後の周辺環境整備につながるような形で行うものとする。</p> <p>また、公園や公共施設及び道路の機能の維持保全を図る。</p>
	<p>建築物の整備方針</p> <p>戸建て住宅専用地区としての良好な住環境を形成するために用途制限を行うとともに、地区に相応しい景観を形成し維持していくために、建築物等の高さ制限、形態意匠の制限、かき・さくの制限を行う。</p>

地区施設	配置及び規模	計画図表示のとおり
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号の一に該当する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 戸建て専用住宅</p> <p>(2) 兼用住宅で次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの。(これらの用途に供する部分の床面積の合計が150・を超えるものを除く。)</p> <p>① 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く)</p> <p>② 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店その他これらに類する店舗</p> <p>③ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>④ 洋服屋、畳屋、建具屋、自転車屋、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る)</p> <p>⑤ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る)</p> <p>⑥ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>⑦ 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る)</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 町内会等の地区住民を対象とし、社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供するための公民館集会場その他これに類するもの。</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属するもの。</p>
地区整備に備える計画	建築物の敷地面積の最低限度	125㎡

地 区 に 関 す る 計 画 項	建築物等の 高さの最高 限度	10 m以下とする
	建築物等の 形態又は 意匠の制限	<p>1. 建築物、門、塀及び物置等の色彩及び形態は周囲の環境に調和し、かつ良好な住宅地に相応しいものでなければならない。</p> <p>2. 広告物（広告塔、広告板類等）のうち、次の各号を全て満足するもの以外のものは、建築物に表示又は築造設置してはならない。</p> <p>①土地所有者等の自己の用に供するもの</p> <p>②看板の表示面積の合計（表裏）が3㎡以下のもの</p> <p>③周辺の調和を十分に配慮したデザイン、色彩のもの</p> <p>3. 傾斜地又は擁壁に張り出した形態の架台その他これに類する工作物を築造設置してはならない。</p>
	かき又は さくの構造 の制限	<p>かき又はさくを設ける場合、その構造は生垣又はパイプフェンス、ネットフェンス等透視可能なものとする。（土塀、コンクリート塀、板塀等にしてはならない。）</p> <p>ただし、宅地地盤より天端高0.6 m以下の上記フェンスの基礎石（コンクリート、ブロック等）はこの限りではない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由

計画的な住宅市街地の形成を図るため、良好な住環境の保全と適正な宅地整備を目的として、本案のとおり地区計画を決定する。